

事務連絡
令和3年7月16日

都道府県トラック協会
専務理事 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
常務理事 松崎 宏則

「働きやすい職場認証制度」の申請受付開始につきまして

平素は当協会の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、国土交通省では、自動車運送事業（トラック・バス・タクシー事業）の運転者不足に対応するための総合的取組みの一環として、昨年度に「働きやすい職場認証制度」を創設いたしました。

本制度は、職場環境改善に向けた各事業者の取組みを「見える化」することで、求職者のイメージ刷新を図り、厚生労働省とも連携して運転者への就職を促進することを目的に実施するものです。

昨年度の申請においては、都道府県トラック協会の皆様のご協力により、1,717社のトラック事業者が認証されたところです。

本年度においても本認証制度について、別添のとおり申請の受付が開始されますので、貴協会会員事業者の皆様にご周知いただきますようお願い申し上げます。

敬具

【添付資料】

- 「働きやすい職場認証制度」の申請受付開始につきまして
(国土交通省自動車局総務課企画室 令和3年7月16日付事務連絡)
- 資料1 (自動車運送業のための「働きやすい職場認証制度」の概要)
- 資料2 (2021年度申請案内書の骨子)
- 資料3 (認証項目)
- プレスリリース (「働きやすい職場認証制度」申請受付開始)

◇本件担当：企画部 TEL03-3354-1037

事務連絡
令和3年7月16日

公益社団法人 全日本トラック協会 御中

国土交通省自動車局
総務課企画室

「働きやすい職場認証制度」の申請受付開始につきまして

日頃より、国土交通行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。国土交通省では、自動車運送事業（トラック・バス・タクシー事業）の運転者不足に対応するための総合的取組みの一環として、昨年度に「働きやすい職場認証制度」を創設いたしました。本制度は、職場環境改善に向けた各事業者の取組みを「見える化」することで、求職者のイメージ刷新を図り、厚生労働省とも連携して運転者への就職を促進することを目的に実施するものです。昨年度の申請においては、周知に多大なご尽力を頂いた結果、合計で2,545社（バス：172社、タクシー：656社、トラック：1,717社）が認証されたところです。

目下、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う環境変化に対応すべく事業継続、雇用維持等に多大なご尽力を頂いているところと存じますが、本年度においても本認証制度について下記のとおり申請の受付を開始いたしますので、本制度についてもご理解をいただき、傘下会員の幅広いご参画をいただけるよう、周知等についてご協力方、何卒お願い申し上げます。

記

1. 制度概要

(1) 考え方

基本となる法令遵守等に加えて、各社の前向きな自発的取組み、改善取組みを積極的に評価する観点から制度の運用設計を行っています。また、小規模事業者の方にこそチャレンジいただけるものとなるよう、初年度（令和2年度）に引き続き今年度もシンプルな制度とすることといたしました。

(2) 認証対象

バス（乗合、貸切）、タクシー、トラック事業者 ※原則、法人単位

(3) 認証審査手続き

国土交通省の指定を受けた認証実施団体である一般財団法人日本海事協会が申請受付、審査、認証等の手続きを実施します。

(4) 認証の審査要件

中小事業者による申請を容易にし、取組みの円滑な浸透・普及を図る観点から、
①法令遵守等、②労働時間・休日、③心身の健康、④安心・安定、⑤多様な人材の確保・育成 の5分野について基本的な取組要件を満たすことで、取得可能とし

ました。

併せて、自主的、先進的な取組みを参考点として点数化することとしております。

(5) 料金

審査料： 5. 5万円（税込）／1申請あたり

※インターネットによる電子申請の場合、3. 3万円（税込）に割引

登録料： 6. 6万円（税込）／1申請あたり

(6) 認証結果等の活用（これまでの実績）

厚生労働省と連携し、ハローワークにおける求人票への認証マークの表示や、認証事業者と求職者のマッチング支援を実施しております。また、求人エージェント協力の下、認証事業者の紹介等業界のイメージ刷新に向けた情報提供を実施しております。

2. 今後の予定

申請期間：令和3年7月21日（水）～9月21日（火）

※順次審査を実施し、12月以降、審査結果を申請者に通知予定。認証事業者については、日本海事協会の「働きやすい職場認証制度」のホームページで令和4年2月21日（月）に公表予定。

<添付資料>

資料1 自動車運送事業のための「働きやすい職場認証制度」の概要

資料2 「働きやすい職場認証制度」申請案内書の骨子（日本海事協会資料）

資料3 「働きやすい職場認証制度」認証項目（日本海事協会資料）

<参照>

○国土交通省報道発表（令和3年7月16日）

「「働きやすい職場認証制度」申請受付開始～バス、タクシー、トラック事業者の取組見える化～」

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha01_hh_000074.html

○一般財団法人 日本海事協会「働きやすい職場認証制度」ホームページ

<https://www.untenhashokuba.jp/>

※解説動画、よくある質問等をご覧いただけます（申請案内書等のダウンロードもこちらから）。

<問い合わせ先>

○一般財団法人 日本海事協会 陸上交通物流部

03-5226-2412

○自動車局総務課企画室

代表 03-5253-8111 （内線41162） 福田、小田

以上

自動車運送事業のための「働きやすい職場認証制度」の概要

(正式名称:「運転者職場環境良好度認証制度」)

資料1

評価制度の創設により、職場環境改善に向けた各事業者の取り組みを「見える化」。求職者のイメージ刷新を図り、運転者への就職を促す。また、更なる改善取り組みを促すことで、より働きやすい労働環境の実現や安定的な人材の確保を図る。

＜認証の審査要件＞

中小事業者による申請を容易にし、取組みの円滑な浸透、普及を図る観点から、

- ① 法令遵守等
- ② 労働時間・休日
- ③ 心身の健康
- ④ 安心・安定
- ⑤ 多様な人材の確保・育成

の5分野について、基本的な取組要件を満たせば、認証を取得可能。

併せて、自主的、先進的な取組みを参考点として点数化。

＜認証結果等の活用＞

厚生労働省と連携し、ハローワークにおける求人票への認証マークの表示や、認証事業者と求職者のマッチング支援を実施。また、求人エージェント協力の下、認証事業者の紹介等業界のイメージ刷新に向けた情報発信を実施。

＜令和2年度認証事業者＞

バス(乗合・貸切)事業者	172社
タクシー事業者	656社
トラック事業者	1,717社
合 計	2,545社



＜今後のスケジュール＞

- ・申請受付期間：令和3年7月21日～9月21日
- ・認証事業者の公表：令和4年2月21日（予定）

＜申請方法＞

認証実施団体の「一般財団法人日本海事協会（ClassNK）」が受付、審査及び認証手続きを実施。

- ※ 法人単位(都道府県単位での申請も可)
- ※ インターネットによる電子申請(郵送による申請も可)
- ※ 書類確認、審査委員会による審査の上、認証を実施
- ※ 関係書類の保存義務、無作為抽出での事後確認あり
- ※ 審査料：5.5万円(税込)／1申請あたり
(インターネットにより電子申請の場合、3.3万円(税込)に割引)
- ※ 登録料：6.6万円(税込)／1申請あたり



運転者職場環境良好度認証制度 “働きやすい職場認証制度”

2021年度申請案内書の骨子

一般財団法人 日本海事協会

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

【創立】1899年（発起人：高橋是清、渋沢栄一等）

【職員数】約1,650名（2020年12月末現在）

【本部】東京都千代田区紀尾井町

【拠点数】国内20拠点／海外109拠点

【主な業務】船級関連業務、マネジメントシステム認証(ISO&OHSAS関連)、
技術サービス業務、トレーニングサービス業務、国際活動、研究開発



国土交通省より

運転者職場環境良好度認証制度の認証実施団体に指定

認証実施団体の主な役割

国土交通省の定めた実施要綱に基づく、
認証制度の運営(審査・証書の発行等)や制度の普及推進。



認証制度運営委員会

認証実施団体(ClassNK)は、国土交通省の定めた実施要綱に従って「認証制度運営委員会」(運営委員会)を設置し、制度の運営方針及び制度運用の改善等を含む重要事項を審議。

【構成員】

学識経験者、事業者団体、労働組合、
国土交通省自動車局(総務課企画室(指定者)・旅客課・貨物課・安全政策課)
事務局:日本海事協会

審査委員会

運営委員会の下に学識経験者及び専門家のみで構成される「審査委員会」を設置し、個別の審査に係る事項を審議。

結果は運営委員会に報告され、運営委員会の承認を得て認証事業者を公表。

【構成員】

学識経験者、専門家(弁護士、社会保険労務士等)
事務局:日本海事協会
オブザーバー:国土交通省自動車局総務課企画室

背景

- ・自動車運送事業(トラック・バス・タクシー事業)の運転者不足が深刻化しており、運転者の労働条件、労働環境の改善が急務。
- ・自動車の運転業務について、2024年4月に年960時間(=月平均80時間)以内の時間外労働上限規制(罰則付)が導入。

政府による検討

自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議
「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」



国土交通省「自動車運送事業のホワイト経営の『見える化』検討会」



「運転者職場環境良好度認証制度」の創設

制度の基本的な考え方

本認証制度は、運転者の労働条件や労働環境に関して第三者機関が評価・認証し主に求職者へ情報提供を行うための制度。

制度の目的

- 認証制度を通じて、認証事業者の労働条件や労働環境を求職者が容易に確認できるようになることにより、トラック・バス・タクシーの運転者への就職を促進。
- 自動車運送事業者が認証基準を満たすために、様々な改善に取り組むことを通じて、より働きやすい労働条件、労働環境の実現等。

制度の運営基本方針

- 本制度が実効性を伴うドライバー確保の手段となること。
- 認証取得により制度が浸透し、労働条件や労働環境に関する基本的な取り組みが定着すること。
- 中小事業者にも取得可能であること。
- 上記を満たすために、基準及び審査方法を含めて継続的に制度改善を行う。

制度の浸透を図り、基本的取組を広く徹底するため、
2021年度も引き続き **「一つ星」に限定**して申請を
受け付けることが運営委員会で決まりました。
「二つ星」「三つ星」のあり方を含む制度拡充の方向性
については今後の運営委員会で審議される予定です。



認証を取得することのメリット

- 最大のメリットは、認証事業者が自社の働きやすさや取り組み状況を第三者機関の中立的・客観的評価として求職者に示すことによって、運転者の採用活動の円滑化が期待されること。
- 取引先である荷主や旅行業者等に対しても、自社の状況を中立的、客観的に示すことにより取引先からの信頼性が向上する。
- 車両等に貼る認証マークのステッカーを使用することで、事業者がPRに活用できる。



インセンティブ(国土交通省・ClassNK)

- 厚労省との連携により、ハローワークにおける求人票への認証マークの表示や、認証事業者と求職者のマッチング支援を実施。
- 制度趣旨を踏まえ、求人エージェント協力の下で情報発信を行い、自動車運送事業の就労環境に関する求職者のイメージ刷新に努める。
- 先駆的な取り組みを行う事業者を対象とした更なるインセンティブは、取り組み内容や認証要件を見極めつつ、引き続き検討中。

対象事業者

- ① トラック事業者(第二種貨物利用運送事業者を含む)
- ② バス事業者(乗合バス事業者及び貸切バス事業者の両方を含む)
- ③ タクシー事業者

同一事業者が複数事業(例えば、バス及びタクシー)を申請される際は、事業毎に申請する必要があります。審査料・登録料も申請毎に必要です。

対象事業者詳細

業種		運送業許可	対象該否
トラック	貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業	○
		一般貨物自動車運送事業(特別積合せ)	○
		特定貨物自動車運送事業	○
		貨物軽自動車運送事業	×
	貨物利用運送事業	第一種貨物利用運送事業	×
		第二種貨物利用運送事業	○
バス	旅客自動車運送事業	一般乗合旅客自動車運送事業	○
		一般貸切旅客自動車運送事業	○
		特定旅客自動車運送事業	○
タクシー	旅客自動車運送事業	一般乗用旅客自動車運送事業(法人)	○
		一般乗用旅客自動車運送事業(法人・福祉限定)	×
		一般乗用旅客自動車運送事業(個人)	×

対象営業所

本社及び運送事業許認可の対象となっている全ての営業所。

運転者在籍の有無に関わらず、本社は申請対象。但し、登記上のみで実体のない本社は対象外。また、運送事業許認可対象外の営業所等は申請対象外。

認証単位

事業者(法人)又は都道府県単位。

原則、事業者(法人)単位とします。但し、複数の都道府県に事業所を有する事業者は、申請負担軽減のため、事業者の選択により、都道府県単位※(一つ又は複数の都道府県を選択)でも申請可能。また、一つの事業者で複数事業を申請する際は、事業毎に申請してください。

※【例】「全営業所のうち、〇〇県内の全ての事業所」または「全営業所のうち、東京都と埼玉県内の全ての営業所」

申請の基本要件

運送事業の事業許可日を起点とし、事業許可取得後3年以上経過している等基本要件があります。詳細は申請案内書をご確認ください。

2021年度スケジュール

■申請受付期間

2021年7月21日～9月21日

2020年度受付期間と異なるため、ご注意ください。

■ホームページ上の認証事業者公表

2022年2月21日(予定)

■登録証書の有効期間

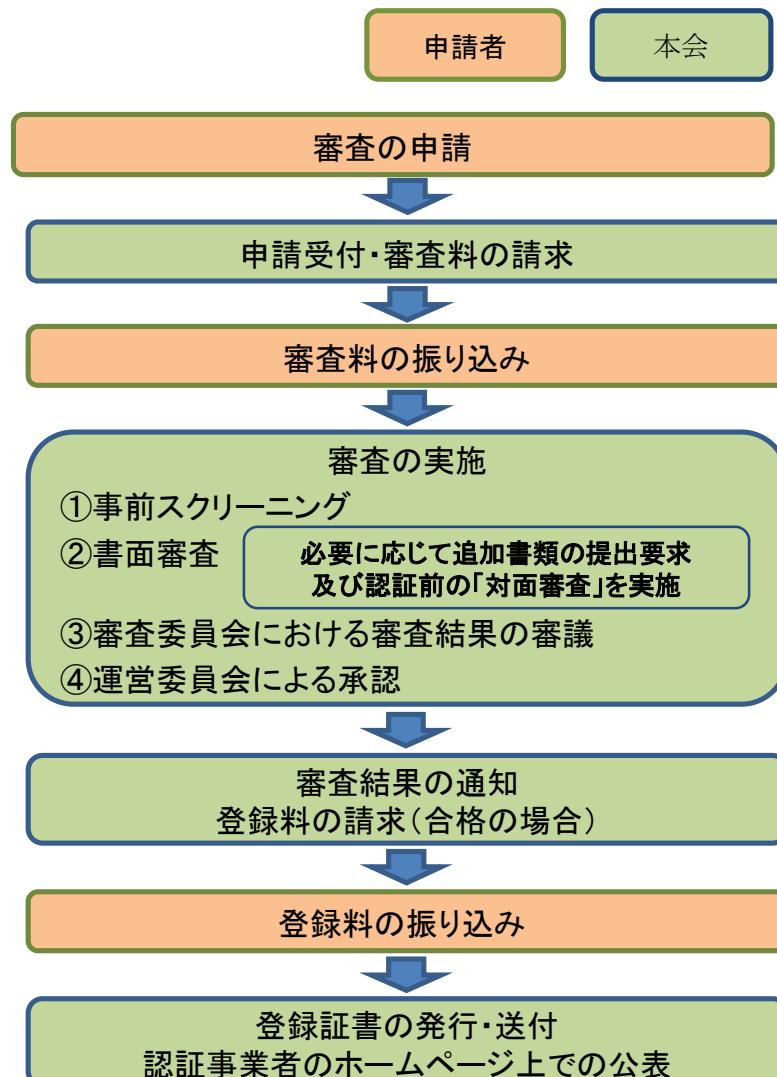
登録証書発行日～2024年3月31日

申請案内書

2021年6月中旬開催予定の運営委員会終了後
ホームページで公開予定。

<https://www.untenhashokuba.jp>

認証取得(登録証書発行)までの流れ



(1) 一つ星審査料・登録料

1)	審査料	50,000円※
	+ 複数の営業所を申請対象とする場合	+ 3,000円 × 営業所数(本社除く)
2)	登録料 (審査結果作成・登録に要する費用)	60,000円
	+ 複数の営業所を申請対象とする場合	+ 5,000円 × 営業所数(本社除く)

※電子申請した場合は、審査料から20,000円を減額し、30,000円とする。

(2) 登録証書の発行

1)	登録証書の新規発行手数料	上記2)の登録料に含む。
2)	登録証書の内容変更 事業所名変更、住所変更等審査を伴わない変更。 但し、審査に関わる変更の場合は審査料を申し受けます。	1通につき10,000円
3)	登録証書の写し発行手数料	1通につき 5,000円

項目の概要

- 「認証項目」と「参考項目」に分類。
- 「認証項目」は、合否を判断するための項目。全ての項目を満たす必要がある。
項目数については、タクシーが27項目、トラック及びバスは25項目。
- 「参考項目」は合否に関係しないが、事業者に更なる取り組みを促し、将来の制度拡充の観点から実施するもの。計21項目。
- 大くり化されている認証項目については、グループ内複数の項目のうち、達成できている項目の合計点が基準点を満たしていれば合格。
- 項目は6分野に分類。

- A : 法令順守等
- B : 労働時間・休日
- C : 心身の健康
- D : 安心・安定
- E : 多様な人材の確保・育成
- F : 自主性・先進性等

- 行政処分実績の対象期間は過去1年間。※

※過去1年間とは、基準日(申請者が指定した、申請月の前月の任意の日)から遡って1年間とする。

認証項目は申請案内書の付録に掲載。
申請案内書はホームページ掲載予定。

<https://www.untenhashokuba.jp>



認証項目イメージ



参考項目イメージ

認証項目の例(B 労働時間・休日)

- 認証項目は、通し番号単位で全てを満たす必要がある。
- 通し番号11は大くり項目。
この中で、合計6点以上になれば合格。満点である必要はない。
- 通し番号11の⑬は自由記述。当該取り組みの趣旨に沿った内容を記述することで加点。

解説書ページ	通し番号	対策分野	一つ星認証(試行運用)	認証項目	対象期間又は時点 ※基準日は申請前月の任意の日	判定対象及び点数		提出書類	保管書類 (登録証書有効期間内の保管義務付け、事後チェック(対面審査)時に確認)
						認証申請の対象営業所の全てが該当する場合	認証申請の対象営業所の一部が該当する場合		
51	11 B 労働時間・休日	「判定対象及び点数」欄の点数が、①～⑬で少なくとも合計6点以上なること		⑨特別有給休暇制度（例、慶弔休暇、病気休暇、バースデー休暇、リフレッシュ休暇、ボランティア休暇、消滅有休積立制度等）がある。	基準日	2点	-	-	左記を証する書類（就業規則本紙等）
52				⑩運転者ごとに拘束時間、運転時間、休憩時間、休息期間を一覧表の形式で管理しているか、又はこれと同等以上の水準でソフトウェアにより管理している。		2点	1点	-	労働時間を管理している書類
53				⑪デジタル式運行記録計（デジタコ）を導入し、分析ソフトを使用して運用している。		2点	1点	-	指導教育記録簿
				⑫事業者の代表者又は担当役員が、四半期毎以上の頻度で、以下の項目について報告を受けているか、又は自ら把握している。 【把握事項：対象営業所の時間外労働時間、休日労働時間、有給休暇取得の状況】		2点	-	-	報告・把握内容が確認できる書類
				⑬その他、上記項目に該当しない労働時間管理・休日取得のための取り組みを実施している（自由記述欄に取り組みを記述）。				-	左記を証する書類

大くり項目

自由記述

参考項目の例(B 労働時間・休日)

ClassNK

参考項目は合否に関係しないが、事業者に更なる取り組みを促し、将来の制度拡充の観点から実施するもの。

解説書ページ	通し番号	対策分野	対象事業者	参考項目	対象期間 又は時点 ※基準日は申請前月の任意の日	判定対象及び点数		保管していただくことを予定している書類
						認証申請の対象営業所の全てが該当する場合	認証申請の対象営業所の一部が該当する場合	
	1		全て	認証申請の対象営業所について、月の拘束時間（トラック・タクシー）、4週間を平均した1週間当たりの拘束時間（バス）又は休日労働の限度違反がない。 ※災害時の避難輸送・救援輸送・支援物資輸送、交通事故・急病人の発生・通行止め・道路交通渋滞等の不可抗力、タクシーにおける運送引受義務の遵守（運送1回分に限る。）その他客観的に避けることのできない事由により、必要な限度の範囲内で基準を超えた場合を除く。（時間の「実績」に関するこれ以降の認証項目についても同様の取扱いとする。）	過去1年間	2点	-	客観的に避けることのできない事由により、必要な限度の範囲内で基準を超えた場合は日報等その旨を証する書類
72	2		全て	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の時間外労働の合計時間を一定時間までに制限している。 ※法定労働時間を超える時間外労働が対象。	年間960時間以内		2点	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書（運転者の時間外労働の合計時間を一定時間までに制限することを定めた書類）
73 ～ 75	3		全て	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間までに制限している。 ※法定休日の労働及び法定労働時間を超える時間外労働が対象。 (例) 認証申請の対象営業所の全てを年間840時間以内に制限しており、一部の営業所を年間720時間以内に制限している場合：2点（全営業所年間960時間以内）+2点（全営業所年間840時間以内）+1点（一部営業所年間720時間以内）=5点	年間960時間以内	2点	1点	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書（運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間までに制限することを定めた書類）
					年間840時間以内	2点	1点	
					年間720時間以内	2点	1点	
					単月100時間未満	2点	1点	
					2～6カ月の平均がいずれも80時間以内	2点	1点	
					基準日			

申請書類について

- ・「提出書類」と「保管書類」に分類。
- ・重要な基本書類のみを「提出書類」として提出を求める。その他書類は「保管書類」として事業者が登録証書の有効期間内において保管し、登録証書発行後に無作為の抽出等による事後チェック(対面審査)において確認。

提出書類

(1) 審査申込書、(2) 営業所情報、(3) 自認書、(4) 以下の書類の写し

- ① 就業規則(10人未満の事業所は労働基準監督署の受付印不要)
- ② 36協定
- ③ 労働条件通知書
- ④ 安全衛生委員会等関連書類
- ⑤ 労働安全衛生規則第52条関係で規定する定期健康診断結果報告書(様式第6号)
(50人以上の事業所のみ対象)
- ⑥ 事業改善報告書等(行政処分の違反点数を受けている事業者のみ対象)

提出書類の注意点や詳細については、付録をご参照ください。

事前スクリーニング・書面審査

全ての申請事業者に、以下の審査を行います。

(1) 事前スクリーニング ※以下のいずれかに該当する場合は審査しない

- ① 審査手数料が支払われないとき
- ② 本会と事業者との間に公平性への脅威となる容認できない利害関係があることが判明したとき
- ③ 事業者による重大な法令違反などの社会的に理解が得られない事業活動実績が確認されたとき
- ④ 事業者が故意の虚偽説明を行っていた事実が判明したとき

(2) 書面審査

- ・ 申込書、自認書及び提出書類を審査し、認証項目を満たさない事項が提出書類に認められた場合、その改訂又は追加書類の提出を要求。
- ・ 提出された書類が認証項目を満たすと判断される場合は合格

但し、申請内容に疑義等がある場合は、この段階で対面審査を実施することがある。
対面審査の方法は、登録した事業者に対する審査(次頁)に準ずる。

認証登録した事業者に対する対面審査

認証後に抽出された事業者について審査を行います。

- ・ 認証制度の信頼性を確保することを目的として、登録証書発行後に一定の割合で実施。
- ・ 信憑性のある情報等によって、虚偽申請の疑いがある事業者は原則として対面審査対象。
- ・ 選定された事業者の事業所において実施。(事前に日時・実施場所を調整させて頂きます。)
- ・ 本認証制度で求める保管書類等の確認及び事業者(運転者を含む)へのヒアリングを実施。
- ・ 保管書類等から、複数の運転者の労働時間・休日取得の実態及び法令遵守の状況をチェック。



注意

対面審査の際に確認した資料又は事業者からの説明が申請内容と異なることが判明し、認証基準を満たさないと判断された場合、別途定める方法に基づいて認証を取り消します。

事実と大きく異なる内容を記載した場合や書類を偽造した場合など、特に悪質と判断される場合認証を取り消した旨をホームページで公表する。以下のいずれかに該当、又は該当することが判明した場合、別途定める方法に基づき、**認証を取り消し**、その旨通知するとともに国土交通省に報告する。

- ① 登録証書の有効期間内に、認証辞退の申出があったとき。
- ② 事実と異なることが判明し、認証基準を満たさなくなったとき。
- ③ 虚偽の疑いが生じた場合において、本会からの質問や資料の提出依頼、対面審査への対応依頼に対し、期限までに求められた対応を行わなかったとき。
- ④ 対面審査の実施に協力しないとき。
- ⑤ 登録証書の有効期間内に認証基準を満たさなくなったとき。
- ⑥ 認証の不正確な引用、登録証書及び審査結果通知書が誤解を招くような方法で使用、又本会の定めた認証マークの使用基準が守られていないとき。
- ⑦ 認証項目に定められている貨物自動車運送事業法、道路運送法等に基づく行政処分の違反点数を超えたとき。

認証取り消しまでの猶予期間等

認証付与後に行政処分を受けた場合や、その後の状況変化等により、認証要件を満たさなくなっている状況が確認された場合、適切な措置を書面で確認でき、またフォローアップを行った際に必要な措置が講じられていること等を条件に、即時の認証取り消しは行わない。(重大な行政処分を受けた場合※及び虚偽申請が明らかになった場合を除く。)

※重大な行政処分の基準は違反点数20点(200日車)を超えるものとする

国土交通省 事業者の行政処分情報検索

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/cgi-bin/search.cgi>

申請に必要な書類

- (1) 審査申込書(所定様式)
 - (2) 営業所一覧(所定様式)
 - (3) 自認書(所定様式)
 - (4) 提出書類(詳細はスライドP.25～P.34参照)
- 申請方法の詳細は申請案内書をご確認ください。
<https://www.untenshashokuba.jp>

申請方法

※電子申請の場合は審査料2万円割引

電子申請 ※	全て電子で提出 (電子申請①)	本認証制度ホームページにアクセスし、申請システム上で必要情報を入力。 PDF形式等で上記書類(4)を申請システムにアップロードする方法。
	提出書類のみ郵送で提出 (電子申請②)	本認証制度ホームページにアクセスし、申請システム上で必要情報を入力・申請し、上記書類(4)は弊会に郵送する方法。
紙による申請	全て郵送で提出	上記書類(1)～(3)をホームページからダウンロードして必要事項を記入。上記書類(4)とあわせて郵送する方法。

申請の流れ

事前準備	アカウント作成～ログイン
STEP1	事業者・申込情報・ご担当者・請求先情報の入力
STEP2	営業所情報の入力
STEP3	認証項目情報の入力
STEP4	参考項目情報の入力
STEP5	提出書類のアップロード(電子申請①)
STEP6	最終確認



電子申請の場合
審査料2万円割引

提出書類のみ郵送でご提出頂くことも可能です(電子申請②)。料金は全て電子申請した場合と変わりません。(*電子申請①②については、スライド20 ご参照。)

アカウントの作成～ログイン

- ① ホームページから申請サイトにアクセスし、申請者のアカウントを作成。
- ② 画面の案内に従って、申請者のメールアドレスを登録すると、認証コードが発行される。
- ③ 認証コード入力後、パスワードを設定し、IDとパスワードで申請画面にログインする。
- ④ ログイン後、画面の案内に従って必要情報を入力。
申請内容は途中で保存し、続きから再開することが可能です。

申請の流れ

<p>STEP1</p> <p>(1)審査申込書 (2)営業所一覧 (3)自認書の様式 上記(1)～(3)の書類を ホームページからダウンロード。 様式は、ホームページで公開予定。</p>	<p>ダウントロード後、上記(1)～(3)の書類に必要事項を記載。 (4)提出書類を準備。</p>
<p>STEP3</p> <p>上記書類(1)～(4)全てを一般財団法人日本海事協会へ郵送。 宛先は、ホームページで後日公開予定。</p>	

申請方法の詳細は申請案内書をご確認ください。

運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書																																																	
一般財団法人 日本海事協会 殿																																																	
紙による自認書様式イメージ (様式は変更の可能性があります)																																																	
運転者職場環境良好度認証制度の申請にあたり、運転者の労働条件や労働環境に対する取り組みに関する認証項目・参考項目について、下記のとおり自認します。																																																	
<small>注1) 基準日は、申請月の前月の任意の日を申請者が指定してください。</small> <small>注2) 各項目について自認できる場合は「○」を記入し、自認できない場合、該当がない場合は何も記入しないでください。点数の欄は認証申請の対象営業所の全てが該当する場合は「12点」、対象営業所の一部が該当する場合は「1点」に「○」を記入してください。</small> <small>注3) 通し番号ごとに合計し採点欄に記入してください。(カッコ内の点数は認証に必要な点数を記載しています。) なお、「必須」と記入された項目は採点不要です。</small>																																																	
認 証 項 目																																																	
「認証項目」は、本認証制度において合否を判定するための項目で、27項目を満たす必要があります。ただし、一部の認証項目には複数の小項目が設定されており、すべての小項目を満たさなくても、設定された基準(カッコ内の点数)に達していればその評価項目が満たされます。																																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">【A. 法令遵守等】</th> <th style="text-align: center;">基準日^(注1)</th> <th style="text-align: center;">年 月 日</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">通し番号</th> <th style="text-align: center;">認 証 項 目</th> <th style="text-align: center;">対象期間</th> <th style="text-align: center;">自認^(注2)</th> <th style="text-align: center;">採点^(注3)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1.</td> <td>労働基準関係法令違反に係る厚生労働省及び都道府県労働局の公表事案として同省等のホームページに掲載されているない。</td> <td rowspan="9" style="text-align: center;">過去1年間</td> <td style="text-align: center;">必須</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2.</td> <td>労働基準関係法令の違反で送検されていない。または、送検されたが不起訴処分又は無罪となっている。</td> <td style="text-align: center;">必須</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3.</td> <td>使用者によって不当労働行為が行われたとして都道府県労働委員会又は中央労働委員会から救済命令等を受けていない。または、中央労働委員会による再審査又は取消訴訟により、救済命令等の取消しが確定している。</td> <td style="text-align: center;">必須</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4.</td> <td>道路運送法、貨物自動車運送事業法等に基づく行政処分の累積違反点数が20点を超えていない。</td> <td style="text-align: center;">必須</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5.</td> <td>就業規則が制定され、労働基準監督署長に届出されている。また、従業員に周知されている。</td> <td style="text-align: center;">必須</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6.</td> <td>3G協定が締結され、労働基準監督署長に届出されている。また、従業員に周知されている。</td> <td style="text-align: center;">必須</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7.</td> <td>従業員と労働契約を締結する際に、労働条件通知書を交付し、説明を行っている。</td> <td style="text-align: center;">必須</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8.</td> <td>本認証制度に基づく認証を取り消されていない。</td> <td style="text-align: center;">必須</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9.</td> <td>本認証制度に基づく認証に附し、例えば、認証事業者ではないにも関わらず認証マークを表示するなど、事実とは異なる内容を表示又は説明していない。</td> <td style="text-align: center;">必須</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> </tbody> </table>				【A. 法令遵守等】		基準日 ^(注1)	年 月 日	通し番号	認 証 項 目	対象期間	自認 ^(注2)	採点 ^(注3)	1.	労働基準関係法令違反に係る厚生労働省及び都道府県労働局の公表事案として同省等のホームページに掲載されているない。	過去1年間	必須		2.	労働基準関係法令の違反で送検されていない。または、送検されたが不起訴処分又は無罪となっている。	必須		3.	使用者によって不当労働行為が行われたとして都道府県労働委員会又は中央労働委員会から救済命令等を受けていない。または、中央労働委員会による再審査又は取消訴訟により、救済命令等の取消しが確定している。	必須		4.	道路運送法、貨物自動車運送事業法等に基づく行政処分の累積違反点数が20点を超えていない。	必須		5.	就業規則が制定され、労働基準監督署長に届出されている。また、従業員に周知されている。	必須		6.	3G協定が締結され、労働基準監督署長に届出されている。また、従業員に周知されている。	必須		7.	従業員と労働契約を締結する際に、労働条件通知書を交付し、説明を行っている。	必須		8.	本認証制度に基づく認証を取り消されていない。	必須		9.	本認証制度に基づく認証に附し、例えば、認証事業者ではないにも関わらず認証マークを表示するなど、事実とは異なる内容を表示又は説明していない。	必須	
【A. 法令遵守等】		基準日 ^(注1)	年 月 日																																														
通し番号	認 証 項 目	対象期間	自認 ^(注2)	採点 ^(注3)																																													
1.	労働基準関係法令違反に係る厚生労働省及び都道府県労働局の公表事案として同省等のホームページに掲載されているない。	過去1年間	必須																																														
2.	労働基準関係法令の違反で送検されていない。または、送検されたが不起訴処分又は無罪となっている。		必須																																														
3.	使用者によって不当労働行為が行われたとして都道府県労働委員会又は中央労働委員会から救済命令等を受けていない。または、中央労働委員会による再審査又は取消訴訟により、救済命令等の取消しが確定している。		必須																																														
4.	道路運送法、貨物自動車運送事業法等に基づく行政処分の累積違反点数が20点を超えていない。		必須																																														
5.	就業規則が制定され、労働基準監督署長に届出されている。また、従業員に周知されている。		必須																																														
6.	3G協定が締結され、労働基準監督署長に届出されている。また、従業員に周知されている。		必須																																														
7.	従業員と労働契約を締結する際に、労働条件通知書を交付し、説明を行っている。		必須																																														
8.	本認証制度に基づく認証を取り消されていない。		必須																																														
9.	本認証制度に基づく認証に附し、例えば、認証事業者ではないにも関わらず認証マークを表示するなど、事実とは異なる内容を表示又は説明していない。		必須																																														

全国各地に幅広く制度の普及推進を図るため、各認定推進機関と協力して行う予定。

認定推進機関の役割(運転者職場環境良好度認証制度実施要綱より)

- 認証実施団体(ClassNK)は日本の法律に基づいて設立された法人で、各地域や各業種等における運転者職場環境良好度認証制度の推進を適確に実施する能力があると認められる者を指定者(国土交通省)と協議した上で推進機関として認定できる。
- 認定された推進機関は、各地域や各業種等における事業者への運転者職場環境良好度認証制度の周知・広報又は助言指導、その他必要な業務を実施するものとする。

これまでに認定した推進機関(2021年3月末日現在)

注:業界内の並び順は認定順

損害保険	東京海上日動火災株式会社	求人サイト運営	株式会社日本総合ビジネス
	三井住友海上火災保険株式会社		ディップ株式会社
	損害保険ジャパン株式会社	リース	ヤマトリース株式会社
	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社		オリックス自動車株式会社
	AIG損害保険株式会社	福利厚生	株式会社ベネフィット・ワン

本認証制度実施に関するホームページを開設し、制度の概要、認証プロセス、認証項目・基準について紹介しています。ホームページの「お問い合わせフォーム」にご質問を記載頂ければ、個別に回答いたします。一般的なご質問については、ホームページの「よくあるご質問(FAQ)」に掲載しています。

<https://www.untenshashokuba.jp>

担当:一般社団法人日本海事協会 交通物流部

「運転者職場環境良好度認証制度」とは
運転者の労働条件や労働環境を改善するとともに
必要となる運転者を確保・育成するために
長時間労働の是正等の働き方改革に取り組む事業者を認証する制度です。



運転者職場環境良好認証制度とは



認証事業者一覧



認証プロセス



認証書類・資料
(準備中)

付録 申請及び提出書類における注意事項



スライドタイトル	内容	ページ数
申請における注意事項 (1) 事業者情報登録	P.26	
(2) 営業所情報登録	P.27	
提出書類における注意事項 (1) 提出書類早見表	P.28	
(2) 就業規則の写し	P.29	
(3) 36協定の写し	P.30	
(4) 労働条件通知書の写し	P.31	
(5) 安全衛生委員会等関連書類	P.32	
(6) 健康診断結果報告書の写し	P.33	
(7) 事業改善報告書等の写し	P.34	

付録 申請における注意事項(1)



事業者情報登録

登記上と実質上の本社所在地が異なる場合においては、以下のように情報登録を行う。

【事業者情報】

- ・登記上の事業者情報欄：法人登記上の本社を登録
- ・実質上の事業者情報欄：実質上の本社を登録

登記上の本社で事業を行わず、別に本社を設けている場合は本社機能を有する実質的な本社もご入力ください。

本項目入力情報が、そのまま登録証書に記載されます。

登記上の本社所在地及び法人番号は以下より検索可能。

国税庁 法人番号公表サイト

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

このサイトでは、法人番号の指定を受けた者の1. 商号又は名称、2. 本店又は主たる事務所の所在地、3. 法人番号(基本3情報)を公表しています。また、「基本3情報ダウンロード」画面より、データをダウンロードすることもできます。

① 新規法人の登記登録された方へ ② 利用方法(検索・閲覧・ダウンロード操作)について

営業所情報登録

- ・ 登録対象の営業所

- ①事業者(法人)単位で申請する場合

- 本社を含む運送事業許認可の対象となる全ての営業所を登録。

- ②一部都道府県単位で申請する場合

- 申請対象となる都道府県の本社を含む運送事業許認可対象の全ての営業所を登録。

- ・ 労働者数とは

- 営業所における常時使用する労働者数※を意味する。

- ※常時使用する労働者数とは、日雇労働者、パートタイマー等の臨時の労働者の数を含めて常態として使用する労働者の数のこと。

- ・ ドライバー数とは

- 労働者数の内の運転者数を意味する。

- ・ 登録証書について

- 営業所情報登録時に入力した内容が、登録証書に反映される。

- 全角・半角、スペースやカッコ等の入力間違いに注意。

付録 提出書類における注意事項(1)

ClassNK

提出書類早見表

本社に運転者が在籍していない場合は①～⑤提出不要

常時使用する 労働者数	①就業規則	②36協定	③労働条件 通知書	④安全衛生委員会等		⑤健診結果 報告書 様式第6号	⑥改善 報告書
				構成員一覧	議事録		
10人未満	<input type="radio"/> 労基署受付印不要	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	×	<input type="radio"/> ※1	<input type="radio"/>
10人以上 50人未満	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	×	<input type="radio"/> ※1	<input type="radio"/>
50人以上	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> ※2	<input type="radio"/> ※3

※1 当該委員会設置義務がない50人未満の営業所の場合、労働安全衛生規則第23条に基づき、従業員の意見を聞くための機会を設けたことが確認できる書類。
在籍運転者数を問わず、国土交通省告示1366号又は1676号(指導監督指針)に基づく乗務員教育、研修や指導のみの機会及び業務打ち合わせ等の書類は対象になりません。

※2 情報の特性上、個人の健康診断結果は提出しないでください。

※3 行政処分の違反点数1点以上を受けた事業者のみ対象。文書警告の場合は含まない。

運転者の在籍有無、常時使用する労働者数等により、提出書類は異なります。
提出書類の注意点や詳細については、次ページ以降をご参照ください。

付録 提出書類における注意事項(2)

ClassNK

(1)就業規則の写し

- ① 運転者が対象となる就業規則であること
- ② 申請する全ての営業所毎に提出 ※1
- ③ 表紙に労働基準監督署の受付印があること ※2
- ④ 変更届のみの提出は不可 ※3
- ⑤ 年5日の有給休暇取得義務化が反映されていること
- ⑥ 賃金規定や退職金規程などの付属規程や
運転者以外の職掌の規定は提出不要

※1 就業規則が全て同一の場合、本文は1通で良いが、労基署受付印のあるページは全ての営業所分が必要。
営業所毎の届出ではなく一括届出の場合においては、労基署へ届出した「届出事業場一覧表」の写しをあわせて提出。

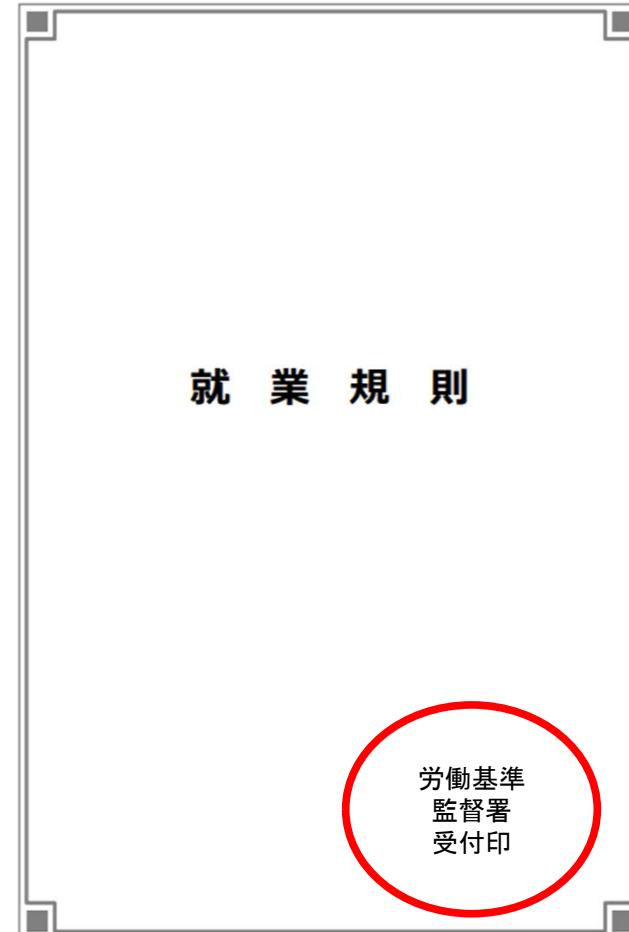
※2 郵送提出により、受付印がない場合はその旨記載。
労働者数が10人未満の場合、本認証制度においては労基署印不要。

※3 労基署への届出が変更届のみの場合は、以下2点を提出。

- ・ 労基署の受付印がある当該変更届
- ・ 変更点が反映された最新版の就業規則（労基署受付印不要）

【参考】厚生労働省 就業規則・36協定の本社一括届出について

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/130419-1.html>



付録 提出書類における注意事項(3)

ClassNK

(2)36協定の写し

- ① 運転者が適用される36協定であること
- ② 申請する全ての営業所毎に提出 ***1**
- ③ 様式第9号関連及び協定書を提出
- ④ 申請日又は基準日に有効な協定であること
- ⑤ 労働基準監督署の受付印があること ***2**

***1** 一括届出の場合

「届出事業場一覧表」の写しをあわせて提出。

***2** 労基署の受付印がない場合

郵送提出等により、受付印がない場合はその旨記載。

様式第9号の2 (第16条第1項関係)			時間外労働 休日労働 に関する協定書 (特別条項)			
目的的に従事時間を超えて労働させることができること ができる場合は 業務の種類 (複数個 以上の場合)	1日 (休日) 延長することができます 所定労働時間 を超える時間数 (休日)	1ヶ月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。 100時間未満に留る。)		1年 (内超過労働のみの時間数。 100時間未満に留る。)		基準日 (次月)
		従事時間と 休憩時間とを 合わせて6時間 未満である場合 の場合は 100時間未満	所定労働の労働 時間とその時間数 (休日)	従事時間が超え て6時間以上であ る場合は、従事時間 と休憩時間とを合 算した場合の労働 時間とその時間数 (休日)	所定労働の労働 時間と休憩時間と を合算した場合の 労働時間とその労 働時間数 (休日)	
従事時間を超えて労働させることは できない場合は （記入欄）						
従事時間を超えて労働させることに当た る場合は （記入欄）						
（記入欄）						
（記入欄）						
上記で定めた時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1ヶ月について100時間未満でなければならず、かつ2ヵ月から6ヵ月までを平均して80時間を超えないこと。 <input checked="" type="checkbox"/>						
協定の成立年月日 年　月　日	（記入欄）	（具体的な内容）	（記入欄）	（具体的な内容）	（記入欄）	（記入欄）
協定の当事者である労働組合（事業者の労働者の過半数で組織する労働組合）の名前又は労働者の過半数を代表する者の 姓名 氏名						
協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法： 年　月　日						
使用者　（記入欄） （姓　名 氏　名）						

厚生労働省 様式サンプル

労働基準監督署長印
労働基準監督署受付印

【参考】厚生労働省 就業規則・36協定の本社一括届出について

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/130419-1.html>

【参考】厚生労働省 様式

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/>

(3) 労働条件通知書の写し

- ① 運転者を対象とした労働条件通知書であること※1
- ② 原則として申請する全ての営業所毎に提出
- ③ 事業所名及び労働者名の記載がある
- ④ 以下の明示項目記載が必要
 - ・契約期間 ・就業の場所 ・仕事の内容
 - ・始終業時間 ・休日 ・休暇
 - ・残業の有無 ・賃金(※日、支払日含)
 - ・退職に関する事項
- ⑤ 新規採用が無い場合はひな形を提出※2

※1 上記④の明示事項を満たす内容であれば雇用契約書でも可とする。

※2 複数営業所があり全営業所共通様式を使用予定の場合についてはその旨を記載し、提出は任意の営業所分の1通で可とする。

【参考】厚生労働省 様式

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/>

労働条件通知書	
事業場名称・所在地 従業者職種名	
契約期間 〔契約の開始の年月日～契約の終了の年月日〕	
厚生労働省 様式サンプルの一部	
<p>契約の要件は次により判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・会社の経営状況 ・従事している業務の運営状況 ・その他 <p>〔厚生労働省特別規定による特例の対象者の場合〕 特殊労働条件が発生しない期間：〔（基準専門）～（定期性の高齢者）〕 〔特定労働条件の開始から完了までの期間：〔一年～三ヶ月（上限10年）〕〕 〔定期後引替で雇用されている期間〕</p>	
従事するべき業務の内容	
<p>〔厚生労働省特別規定による特例の対象者の場合〕 特定有期条件（就業時間等）</p>	
<p>就業、休業の時間、休憩時間、就業時間割等</p> <p>(1) 就業（時 分）～終業（時 分） 【以下のようないくつかの割合が労働者に適用される場合】 (2) 变形労働時間割等：〔 〕単位の变形労働時間制、交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。 □ 就業（時 分）～終業（時 分）（適用日 ～） □ 就業（時 分）～終業（時 分）（適用日 ～） □ 就業（時 分）～終業（時 分）（適用日 ～） (3) フラット化割：就業及び終業の時間は労働者の決定に委ねる。 (ただし、ルーツ付け(就業) 時 分から 時 分、 (終業) 時 分から 時 分) フラット 時 分から 時 分)</p> <p>(4) 事業場外みなし労働時間制：就業（時 分）～終業（時 分） (5) 短量労働制：就業（時 分）～終業（時 分）を基本とし、労働者の決定に委ねる。</p> <p>○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条、第 条～第 条</p> <p>2 休憩時間（ 分）</p> <p>3 所定時間外労働の有無（ 有 、 無 ）</p>	
作 日	<ul style="list-style-type: none"> ・定期日：隔日、国民の祝日、その他〔 〕 ・非常例日：満・月当たり 日、その他〔 〕 ・1 単位の変形労働時間制の場合～月間 日 <p>○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条</p>
作 曜	<p>1 年度有休計画 5か月連続勤務した場合～ 日 連続勤務も5か月以内の年次有休計画（有・無） ～ 小月超過で 日 時間単位年休（有・無）</p> <p>2 代替休暇（有・無）</p> <p>3 その他の休暇（ 有効（ ）無効（ ））</p> <p>○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条</p> <p>(次頁に続く)</p>

(4) 安全衛生委員会等関連書類

- ① 原則として申請する全ての営業所毎に提出が必要※1
- ② 乗務員教育、研修や指導のみの機会及び業務打合せ等を内容とする場合は該当しない※2
- ③ 開催頻度
 - 【法定の委員会】月1回以上開催
 - 【従業員の意見を聞く機会】月1回程度設けることを推奨
- ④ 法令に基づき委員会等の設置義務が異なるため労働者数により提出書類が異なる

50人以上の営業所は以下2点

- 直近1回分の議事録
- 構成員一覧

総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者
産業医、労働者等の立場が明記されていること。

50人未満の営業所は以下1点

- 直近1回分の従業員の意見を聞く機会を設けたことが分かる議事録等

安全衛生委員会等の設置義務はないが、労働安全衛生規則第23条の2に基づき、従業員の意見を聞くための機会を設けることとされている。

※1 複数営業所が合同で委員会等を開催している場合は、委員会の構成員一覧又は議事録に委員の所属営業所を記載。

※2 國土交通省告示1366号又は1676号(指導監督指針)に基づくものであり類似性はあるが目的が異なるため。

付録 提出書類における注意事項(6)

ClassNK

(5) 健康診断結果報告書様式第6号の写し

- ① 申請する全ての営業所毎に提出
- ② 様式第6号の写しであること
- ③ 直近1回分の結果報告書であること
- ④ 労働基準監督署の受付印があること
- ⑤ 個人の健康診断結果提出不可

個人結果

健 健康診断結果報告書 (協会管掌一般健診)

検査項目 基準値 単位 今回 (2010年8月15日) 前回 (2009年8月10日)

メタボリックシンドローム判定 やはり高血糖 (何が起こりましたか?) (A) 多量多量 (B) 多量少 (C) 少量多 (D) 少量少

メタボリックシンドローム判定 (何が起こりましたか?) (A) 正常範囲 (B) 異常なし (C) 異常なし (D) 異常なし (E) 異常なし (F) 異常なし (G) 異常なし (H) 異常なし (I) 異常なし (J) 異常なし (K) 異常なし (L) 異常なし (M) 異常なし (N) 異常なし (O) 異常なし (P) 異常なし (Q) 異常なし (R) 異常なし (S) 異常なし (T) 異常なし (U) 異常なし (V) 異常なし (W) 異常なし (X) 異常なし (Y) 異常なし (Z) 異常なし

イ メージ

【参考】厚生労働省 様式

https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/dl/18_01.pdf

定期健康診断結果報告書

80311

対象年 例: 年齢 (月～月分) (総合・個別) 健診年月日 例: 年度 (月～月分) (総合・個別)

事業の種類 事業場の所在地 電話 ()

健康診断実施機関の名称 在籍労働者数 ()

健康診断実施機関の所在地 受診労働者数 ()

検査項目

健康効率 (オージュスターによる検査) (100002)

筋力検査 (オージュスターによる検査) (400002)

筋力検査 (その他の方法による検査)

胸部エックス線検査

胃液検査

血圧

貧血検査

肝機能検査

血中脂質検査

血糖検査

尿検査 (糖)

尿検査 (蛋白)

心電図検査

歯科健診

所見のあつた者の人数 医師の指示人数

産業医 氏名 所属機関の名前及び所在地

年月日 事業者職氏名
労働基準監督署受付印

付録 提出書類における注意事項(7)

ClassNK

(6)事業改善報告書等の写し

- ① 過去1年間の行政処分全てが対象 ※1
- ② 事業改善報告書や改善計画書等を提出
- ③ 停止車両日数や違反点数の内訳が確認できる書類を提出 ※2
- ④ 文書警告のみの場合は提出不要

※1 過去1年間とは、基準日(申請者が指定した、申請月の前月の任意の日)から遡って1年間とする。

※2 輸送施設の使用停止及び付帯命令書等。

(平成〇〇年〇〇月〇〇日に行った監査時における〇〇営業所に係る違反)

番号	違 反 事 実 (適 用 条 項)	基 準 日 車 数	適 用
1	運転者の過労防止に関する措置が次の事項について不適切であったこと。 ・所定の労働時間を超えて乗務していた者があったこと。【未遵守計35件】 40日車→120日車 (貨物自動車運送事業法第17条第1項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)	120日車	未遵守計31件以上 (再違反適用)
2	乗務等の記録について、次の事項が不適切であったこと。 【〇〇件中〇〇件 未遵守率55.5%】 ①休憩又は睡眠をした地点及び日時 ②車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の事業用自動車の貨物の積載状況 10日車→30日車 (貨物自動車運送事業法第17条第3項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)	30日車	記載不備率50%以上 (再違反適用)

日車数内訳

処分日車数 150日車

圖考

- ① 「処分日車数」については、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号) 2に定めるところにより算出したものである。



運転者職場環境良好度認証制度 “働きやすい職場認証制度”

認証項目

一般財団法人 日本海事協会

27の必須項目(※)

A 法令遵守等

B 労働時間・休日

C 心身の健康

D 安心・安定

E 多様な人材の確保・育成

一つ星の合否には関係しない

+

参考項目

(将来の制度拡充の観点から実施する項目)

A 法令遵守等

通し 番号	認証項目	判定対象及び点数	
		営業所の 全てが該当	営業所の 一部が該当
1	労働基準関係法令違反に係る厚生労働省及び都道府県労働局の公表事案として同省等のホームページに掲載されていない。		法人全体で判定
2	労働基準関係法令の違反で送検されていない。または、送検されたが不起訴処分又は無罪となっている。		法人全体で判定
3	使用者によって不当労働行為が行われたとして都道府県労働委員会又は中央労働委員会から救済命令等を受けていない。または、中央労働委員会による再審査又は取消訴訟により、救済命令等の取消しが確定している。		法人全体で判定
4	道路運送法、貨物自動車運送事業法等に基づく行政処分の累積違反点数が20点を超えていない。		法人全体で判定

A 法令遵守等

通し番号	認証項目	判定対象及び点数	
		営業所の全てが該当	営業所の一部が該当
5	就業規則が制定され、労働基準監督署長に届出されている。また、従業員に周知されている。	認証申請の対象となる全ての営業所	
6	3 6 協定が締結され、労働基準監督署長に届出されている。また、従業員に周知されている。	認証申請の対象となる全ての営業所	
7	従業員と労働契約を締結する際に、労働条件通知書を交付し、説明を行っている。	認証申請の対象となる全ての営業所	
8	本認証制度に基づく認証を取り消されていない。	法人全体で判定	
9	本認証制度に基づく認証に関し、例えば、認証事業者ではないにも関わらず認証マークを表示するなど、事実とは異なる内容を表示又は説明していない。	法人全体で判定	

B 労働時間・休日

通し 番号	認証項目	判定対象及び点数	
		営業所の 全てが該当	営業所の 一部が該当
10	<p>認証申請の対象営業所について、月の拘束時間（トラック・タクシ－）、4週間を平均した1週間当たりの拘束時間（バス）又は休日労働の限度違反に対する行政処分による累積違反点数が5点を超えていない。</p> <p>※道路運送法、貨物自動車運送事業法等に基づく行政処分が対象。</p>	認証申請の対象となる全ての営業所	

B 労働時間・休日

①～⑬で少なくとも合計 6 点以上となること

通し 番号	認証項目	判定対象及び点数	
		営業所の 全てが該当	営業所の 一部が該当
11	労働時間、休日に関する規定を計画や規則等で定めている。 ①労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の時間外労働の合計時間を年間 960 時間以内に制限することを計画している、又は定めている。 ※法定労働時間を超える時間外労働が対象。	2 点	-
	②労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を年間 960 時間以内に制限することを計画している、又は定めている。 ※法定休日の労働及び法定労働時間を超える時間外労働が対象。	2 点	1 点
	③労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の勤務終了後の休息期間を 9 時間以上（隔日勤務の場合は 21 時間以上）確保することを計画している、又は定めている。	2 点	1 点
	④労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を 12 日以内に制限することを計画している、又は定めている。	2 点	1 点

B 労働時間・休日

①～⑬で少なくとも合計 6 点以上となること

通し 番号	認証項目	判定対象及び点数	
		営業所の 全てが該当	営業所の 一部が該当
11	労働時間管理・休日取得のための取り組みを実践している。		
	⑤フルタイムの運転者の年間の休日数は平均 105 日以上（※注）である。（計画でも可） ※注：年次有給休暇を除く（年間の法定休日及び法定外休日の合計が平均 105 日以上）	2 点	1 点
	⑥フルタイムの運転者について、完全週休 2 日制（※注）を採用している。 ※注：1 年を通して、毎週 2 日の休日がある。	2 点	1 点
	⑦労働基準法で義務付けられている日数を超える年次有給休暇を付与している。	2 点	—
	⑧全社的な年次有給休暇の取得促進のための具体的なルールを設けている。	2 点	—

B 労働時間・休日

①～⑬で少なくとも合計 6 点以上となること

通し 番号	認証項目	判定対象及び点数	
		営業所の 全てが該当	営業所の 一部が該当
11	⑨特別有給休暇制度（例. 慶弔休暇、病気休暇、バースデー休暇、リフレッシュ休暇、ボランティア休暇、消滅有休積立制度等）がある。	2点	-
	⑩運転者ごとに拘束時間、運転時間、休憩時間、休息期間を一覧表の形式で管理しているか、又はこれと同等以上の水準でソフトウェアにより管理している。	2点	1点
	⑪デジタル式運行記録計（デジタコ）を導入し、分析ソフトを使用して運用している。	2点	1点
	⑫事業者の代表者又は担当役員が、四半期毎以上の頻度で、以下の項目について報告を受けているか、又は自ら把握している。 【把握事項：対象営業所の時間外労働時間、休日労働時間、有給休暇取得の状況】	2点	-
	⑬その他、上記項目に該当しない労働時間管理・休日取得のための取り組みを実施している（自由記述欄に取り組みを記述）	2点	-

B 労働時間・休日

通し 番号	認証項目	判定対象及び点数	
		営業所の 全てが該当	営業所の 一部が該当
12	運転者ごとに時間外労働時間及び休日労働時間を賃金台帳などで適切に管理しているか、又はこれと同等以上の水準でソフトウェアにより管理している。	認証申請の対象となる全ての営業所	

通し 番号	認証項目	判定対象及び点数	
		営業所の 全てが該当	営業所の 一部が該当
13	労働安全衛生法令に基づき、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会が設置されているか、安全、衛生に関する事項について従業員の意見を聞くための機会が設けられている。	認証申請の対象となる全ての営業所	
14	認証申請の対象営業所について、健康診断受診義務違反に対する行政処分による違反点数を受けていない。	認証申請の対象となる全ての営業所	
15	所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされている。	認証申請の対象となる全ての営業所	

C 心身の健康

①～⑥で少なくとも合計 6 点以上となること

通し 番号	認証項目	判定対象及び点数	
		営業所の 全てが該当	営業所の 一部が該当
16	心身の健康に関する先進的な取り組みを実施している。		
	①法令で定められた健康診断以外の健康診断（脳・心臓・消化器系疾患や睡眠障害等に関するスクリーニング検査等）を実施している。	2点	1点
	②運転者の健康状態や疲労状況の把握等のための機器を導入している（自由記述欄に導入している機器を記載）。	2点	1点
	③従業員の心身の不調を未然に防ぐ取り組みを実施している。 ※メンタルヘルス診断、苦情対応研修、健康に関する教育機会の設定等を想定	2点	1点
	④管理職や人事担当者による人事面談を年 1 回以上実施している。	2点	1点
	⑤パワハラ、セクハラ等のハラスメントの相談窓口となる部署又は担当者、連絡先等を社内掲示等により従業員に周知している。	2点	1点
	⑥その他、上記項目に該当しない心身の健康に関する取り組みを実施している（自由記述欄に取り組みを記載）。	2点	1点

通し 番号	認証項目	判定対象及び点数	
		営業所の 全てが該当	営業所の 一部が該当
17	認証申請の対象営業所について、社会保険等加入義務違反に対する行政処分による違反点数を受けていない。	認証申請の対象とな る全ての営業所	
18	健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保 険法に基づく社会保険等加入義務者として、社会保険等に適切に加 入している。	認証申請の対象とな る全ての営業所	

①～⑥で少なくとも合計 4 点以上となること

通し 番号	認証項目	判定対象及び点数	
		営業所の 全てが該当	営業所の 一部が該当
19	運転者の安心・安定のための先進的な取り組みを実施している。		
	①労働災害・通勤災害の上積み補償制度がある。	2 点	1 点
	②病気や怪我で働けない場合の所得補償制度がある。	2 点	1 点
	③退職一時金制度、企業年金制度、中小企業退職金共済制度等の退職金制度を設けている。	2 点	1 点
	④定年廃止、定年延長又は再雇用により、65歳を超えても働く制度がある。	2 点	1 点
	⑤採用当初から正社員採用としているか、又は採用当初は正社員ではない場合も1年内に希望者全員を正社員に登用する方針を明示している。	2 点	1 点
	⑥その他、上記項目に該当しない運転者の安心・安定のための取り組みを実施している（自由記述欄に取り組みを記載）。	2 点	1 点

通し 番号	認証項目	判定対象及び点数	
		営業所の 全てが該当	営業所の 一部が該当
20	交通事故を発生させた場合の違約金を定めたり、損害賠償額を予定する契約をしていない。 ※労働基準法第16条参照。運転者の責任により実際に発生した損害について賠償を請求することは禁止されていないが、予め金額を決めておくことは禁止されている。	認証申請の対象となる全ての営業所	
21	認証申請の対象営業所について、最低賃金法違反に対する行政処分による違反点数を受けていない。	認証申請の対象となる全ての営業所	
22	最低賃金法に基づき、最低賃金額以上の賃金を支払っている。	認証申請の対象となる全ての営業所	
23	歩合制度が採用されている場合でも各運転者の労働時間に応じ、各人の通常の賃金の6割以上の賃金が保障されている。あるいは、歩合制度を採用していない。	認証申請の対象となる全ての営業所	
24	労働基準法に基づき、時間外労働、休日労働、深夜労働の割増賃金を支払っている。	認証申請の対象となる全ての営業所	

D 安心・安定(タクシーのみ)

通し 番号	認証項目	判定対象及び点数	
		営業所の 全てが該当	営業所の 一部が該当
25	<p>労働基準監督署から累進歩合制度（※注）の廃止について指導文書の交付を受けていない。または、指導に応じ、累進歩合制度の廃止等改善状況について労働基準監督署に報告し、適正と認められている。若しくは、申請から2年以内に見直しを行うことを運転者に対し明示している。</p> <p>※注：歩合給制度であって、歩合給の額が非連続的に増減するもの。累進歩合給、トップ賞、奨励加給を含む。積算歩合給制とは異なる。</p>		認証申請の対象となる全ての営業所
26	<p>名目の如何を問わず、事業に要する以下の経費を運転者に負担させていない。または、申請から2年以内にこれらの経費を運転者に負担させないように見直しを行うことを運転者に対し明示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クレジットカード、電子マネー、クーポン等の決済端末使用料・加盟店手数料 ・デラックス車、黒塗車、新車等の車両使用料 ・カーナビ、デジタル無線、デジタコ、ドライブレコーダー等の機器使用料 ・障害者割引に係る割引額 		認証申請の対象となる全ての営業所

E 多様な人材の確保・育成

①～⑧で少なくとも合計 6 点以上となること

通し 番号	認証項目	判定対象及び点数	
		営業所の 全てが該当	営業所の 一部が該当
27	多用な人材の確保・育成のための免許・資格取得支援制度を設けている。		
	①運転免許の取得支援制度を設けている。	2点	1点
	②①以外の運転者が利用できる資格取得支援制度を設けている（自由記述欄に導入している資格取得制度を記載）。 【例. 運行管理者、フォークリフト、クレーン等】	2点	1点

E 多様な人材の確保・育成

①～⑧で少なくとも合計 6 点以上となること

通し 番号	認証項目	判定対象及び点数	
		営業所の 全てが該当	営業所の 一部が該当
	女性運転手が働きやすい環境がある。		
27	③常時選任する女性運転者がいる。	2点	1点
	④営業所に女性専用の便所及び更衣室がある。また、仮眠施設又は睡眠施設が必要な営業所の場合は、女性専用の当該施設がある。	2点	1点
	⑤その他、③④に該当しない女性運転者を採用する・支援する取り組みを実施している（自由記述欄に取り組みを記載）。	2点	1点

E 多様な人材の確保・育成

①～⑧で少なくとも合計 6 点以上となること

通し 番号	認証項目	判定対象及び点数	
		営業所の 全てが該当	営業所の 一部が該当
27	運転者のニーズに対応した勤務シフト、福利厚生制度等を設けてい る。		
	⑥運転者の多様なニーズに対応した勤務シフトを設けている。 【例：育児中の女性運転者の早朝勤務・夜間勤務免除、中番がない 早番・遅番の 2 シフト、短時間勤務等】	2 点	1 点
	⑦運転者が利用できる仕事と家庭の両立に役立つ福利厚生制度を設 けている。 【例：社内保育所、提携保育所、育児休暇、介護休暇、ダブル公休、 希望日休等】	2 点	1 点
	⑧運転者が利用できる住居に関する福利厚生制度を設けている。 【例：社宅、社員寮、空き家紹介制度、住宅手当、転居手当等】	2 点	1 点

ホームページの「お問い合わせフォーム」にご質問を記載頂ければ個別に回答させていただきます。また、一般的なご質問については、ホームページの「よくあるご質問(FAQ)」をご覧ください。

URL: <https://www.untenshashokuba.jp>

担当: ClassNK 交通物流部

「運転者職場環境良好度認証制度」とは
運転者の労働条件や労働環境を改善するとともに
必要となる運転者を確保・育成するために
長時間労働のは正等の働き方改革に取り組む事業者を認証する制度です。



運転者職場環境良好認証制度とは



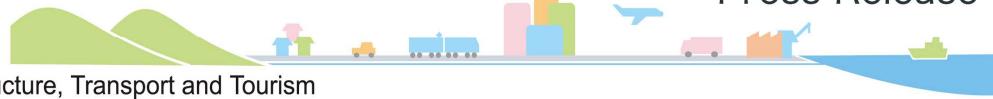
認証事業者一覧



認証プロセス



認証書類・資料
(準備中)



令和3年7月16日
自動車局総務課企画室

「働きやすい職場認証制度」申請受付開始 ～バス、タクシー、トラック事業者の取組を見える化～

自動車運送事業者による働き方改革の取組（職場環境の改善努力）を「見える化」した「働きやすい職場認証制度」の申請を7月21日から9月21日まで受け付けます。

1. 背景

国土交通省では、自動車運送事業（トラック・バス・タクシー事業）の運転者不足に対応するための総合的取組みの一環として、昨年度に「働きやすい職場認証制度」を創設しました。

本制度を通じ、職場環境改善に向けた各事業者の取組みを「見える化」することで、求職者のイメージ刷新を図り、運転者への就職を促します。併せて、更なる改善の取組みを促すことで、より働きやすい労働環境の実現や安定的な人材の確保が期待できます。このたび、2回目となる申請の受付を行い、更なる本制度の普及により自動車運送事業者の働き方改革を推進してまいります。

2. 概要

(1) 対象

自動車運送事業者（トラック事業者、バス事業者（乗合、貸切）、タクシー事業者）

(2) 審査要件

①法令遵守等、②労働時間・休日、③心身の健康、④安心・安定、⑤多様な人材の確保・育成の5分野について、基本的な取組要件を満たせば、認証を取得可能。併せて、自主的・先進的な取組みを参考点として点数化。

(3) 認証手続き

国土交通省の指定を受けた一般財団法人日本海事協会(ClassNK)が認証実施団体として申請受付、審査及び認証手続きを実施。

(4) 料金

審査料：5.5万円（税込）／1申請あたり

※インターネットによる電子申請の場合、3.3万円（税込）に割引

登録料：6.6万円（税込）／1申請あたり

(5) 認証結果等の活用（これまでの実績）

厚生労働省と連携し、ハローワークにおける求人票への認証マークの表示や、認証事業者と求職者のマッチング支援を実施。また、求人エージェント協力の下、認証事業者の紹介等業界のイメージ刷新に向けた情報提供を実施。

3. スケジュール(予定)

- (1) 申請受付期間 : 令和3年7月21日～9月21日
- (2) 認証事業者の公表 : 令和4年2月21日(予定)

<参考>

- (1) 一般財団法人日本海事協会「働きやすい職場認証制度」ホームページ
<https://www.untenhashokuba.jp/>
(申請案内書、「申請案内書」の骨子、申請のポイント紹介動画等をご覧いただけます(申請案内書等のダウンロードもこちらから))
- (2) 自動車運送事業のための「働きやすい職場認証制度」の概要(別添1)
- (3) 日本海事協会 プレスリリース(別添2)

以上

【お問い合わせ先】

自動車局総務課企画室 福田、小田
代表 03-5253-8111 (内線 41162)
直通 03-5253-8564 FAX 03-5253-1636

自動車運送事業のための「働きやすい職場認証制度」の概要

(正式名称:「運転者職場環境良好度認証制度」)

別添1

評価制度の創設により、職場環境改善に向けた各事業者の取り組みを「見える化」。求職者のイメージ刷新を図り、運転者への就職を促す。また、更なる改善取り組みを促すことで、より働きやすい労働環境の実現や安定的な人材の確保を図る。

＜認証の審査要件＞

中小事業者による申請を容易にし、取組みの円滑な浸透、普及を図る観点から、

- ① 法令遵守等
- ② 労働時間・休日
- ③ 心身の健康
- ④ 安心・安定
- ⑤ 多様な人材の確保・育成

の5分野について、基本的な取組要件を満たせば、認証を取得可能。

併せて、自主的、先進的な取組みを参考点として点数化。

＜認証結果等の活用＞

厚生労働省と連携し、ハローワークにおける求人票への認証マークの表示や、認証事業者と求職者のマッチング支援を実施。また、求人エージェント協力の下、認証事業者の紹介等業界のイメージ刷新に向けた情報発信を実施。

＜令和2年度認証事業者＞

バス(乗合・貸切)事業者	172社
タクシー事業者	656社
トラック事業者	1,717社
合 計	2,545社



＜今後のスケジュール＞

- ・申請受付期間：令和3年7月21日～9月21日
- ・認証事業者の公表：令和4年2月21日（予定）

＜申請方法＞

認証実施団体の「一般財団法人日本海事協会（ClassNK）」が受付、審査及び認証手続きを実施。

- ※ 法人単位(都道府県単位での申請も可)
- ※ インターネットによる電子申請(郵送による申請も可)
- ※ 書類確認、審査委員会による審査の上、認証を実施
- ※ 関係書類の保存義務、無作為抽出での事後確認あり
- ※ 審査料：5.5万円(税込)／1申請あたり
(インターネットにより電子申請の場合、3.3万円(税込)に割引)
- ※ 登録料：6.6万円(税込)／1申請あたり

ClassNK

Press Release

2021年7月16日

2021年度 働きやすい職場認証制度「一つ星」の申請受付開始

申請受付期間は 7/21~9/21

一般財団法人日本海事協会(ClassNK)は、2021年度の働きやすい職場認証制度*「一つ星」の申請を、7月21日から9月21日まで受け付けます。申請方法等詳細は、働きやすい職場認証制度ホームページ(<https://www.untenshashokuba.jp/>)に申請案内書を掲載しています。また、制度や申請のポイント等を解説する動画もご覧いただけます。

なお、認証事業者の公表は2022年2月21日を予定しています。



「一つ星」認証マーク

* 働きやすい職場認証制度

正式名称は運転者職場環境良好度認証制度。職場環境改善に向けたトラック、バス、タクシー事業者の取組みを「見える化」することで、求職者の運転者への就職を促進し、各事業者の人材確保の取組みを後押しすることを目的とした制度です。

一般財団法人日本海事協会は、国土交通省より指定を受けた「認証実施団体」として、本制度の審査認証業務及び周知広報活動を行っています。

以上

一般財団法人 日本海事協会

企画本部 広報室

〒102-8567 東京都千代田区紀尾井町 4-7

TEL: 03-5226-2047 FAX: 03-5226-2034

URL: www.classnk.co.jp

Email: eod@classnk.or.jp